

## 第32回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 平成30年12月3日(月) 午後1時30分～午後2時55分
- 2、開催場所 鹿島市新世紀センター 2階 会議室
- 3、出席委員 9名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 4、欠席委員 1名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

### 5、議事日程

- ①第1 議事録署名委員の指名 5番 山口和子委員 6番 佐藤睦委員
- ②第2 報告第 83号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
報告第 84号 農地法第4条適用除外の証明願いについて  
議案第 152号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 153号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 154号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 155号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について  
議案第 156号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
報告第 85号 農地等形状変更届出について

### 6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
主査	星野 晃希
書記	眞崎 亜希子
農地利用最適化相談員	橋口 浩

### ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	
1	池田 好春	○	
2	小池 正人	○	
3	巨瀬 茂行	○	
4	山口 辰郎	○	
5	山口 和子	○	
6	佐藤 睦	○	
7	中村 正信	○	
8	松浦 秋行	○	
9	織田 博吉	×	
10	中尾 誠士郎	○	
計	9人		

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
	なし	

7. 会議の概要

事務局	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、只今から第32回農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番池田委員から10番中尾委員まで点呼をし、9番:織田委員以外の9名出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。5番山口委員と6番佐藤委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。審議に入ります前に、いつもの議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示がなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意お願ひします。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひします。では、慣例によりまして会長に議長をお願ひします。</p>
会長	<p>皆さん、改めましてお疲れさまでございます。先月19日から22日の農業者との意見交換会に参加いただきまして、ありがとうございました。各地区で色々な意見が出されました。出された意見を踏まえて、活動の糧にしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。それから月末の29日・30日には全国農業者代表者会に参加をさせていただきました。1日目は農業委員会での(農地利用)最適化推進委員の新しい活動についての事例発表等がありましたが、鹿島もあまり変わらない活動をしていると自負しました。2日目は農業者年金加入推進大会のセミナーがありました。ここで感じたことは農業所得が上がれば、おのずと農業者年金にも加入されるのだと思ひました。意見発表を3地区ほどされましたけれども、一番印象に残ったのは北海道音更町です。ここは個人の平均反別が35町ですが、発表された方は65町の畑を耕作されているそうです。平成28年度と29年度を比較すると所得が2倍になったとのことで、それまではご主人一人が農業者年金に加入されていたようですが、所得が上がったことで最高額の67千円に増額し、奥さんも60千円の農業者年金に新規加入された事例があり、町全体でも一気に加入者が増えて全国表彰されていました。もう表彰されることは無いと言っておられました。農業所得が上がれば、節税・税金対策のために農業者年金の加入者は増えると意識をしてきました。東京出張の話は以上ですが、今回はこれまでのように目を見張るようなことが無かつたように思ひます。</p> <p>それでは通常の審議に入ります。本日の議題は議案5件と報告3件であります。報告第83号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」を議題といたします。本件につきましては一括して審議をいたします。事務局の説明をお願いいたします。なお、議案の1頁と2頁は本日記られた差し替えを見てください。</p>

事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁から7頁をご覧ください。報告第83号について説明いたします。記載のとおり番号1から25までの25件となっています。合計58筆で、面積が71,612米となっています。内訳は田が26筆で、38,777平米です。畑は32筆の、32,835平米です。解約事由につきましては双方合意による借人変更のためが16件。農地中間管理事業への再設定(切替)のためが2件。農地法第3条申請による使用貸借の解約が2件。借受人の申出のためが5件となっています。以上で報告第83号の説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の説明について、質問はありませんか。 ありませんか。</p>
	<p>(はいと言う声あり)</p>
議長	<p>質問も無いようですので、これで報告第83号を終わります。</p> <p>次に報告第84号「農地法第4条適用除外の証明願いについて」を議題といたします。1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料は8頁をお開きください。位置図は1頁を併せてご覧ください。報告第84号について説明いたします。番号1ですが、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。地目は畑で、面積は257平米の内、30平米です。届出人(所有者)は〇〇区の〇〇〇〇さんで、目的及び施設の概要は農業用倉庫30平米となっています。周囲の状況ですが、東と北は宅地、西は道路、南は水路になっています。地元との協議はされており、条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の説明について、質問・意見はありませんか。 始末書を事務局で読み上げてください。</p>
事務局	<p>申請人の〇〇〇〇さんから始末書をいただいていますので、読み上げます。「この度、下記の土地につきましては、農地法等の手続きを理解していなかったため、平成30年1月から一部分を農業用倉庫として利用して参りました。今後このようなことの無いよう、農地法等の内容を十分理解し、努力して参りたいと存じますので、寛大な処置とご指導をいただきますようお願いいたします。」といただいています。</p>
議長	<p>只今の説明で何か意見等ありませんか。 質問・意見等無いようですので、1番に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>賛成全員により、1番は承認することにいたします。</p> <p>それでは次に議案第152号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の9頁をお開きください。議案第152号の番号1について説明いたします。知事処分の案件でございます。位置図の2頁も併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇及び同じく〇〇番地〇でございます。登記地目は共に田ですが、現況地目は田とその他雑種地になっています。登記面積はそれぞれ758平米と38平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん47歳、宅建業の方です。譲渡人は〇〇府〇〇市の〇〇〇〇さん66歳、無職の方と〇〇区の〇〇〇〇さん92歳、無職の方です。転用の目的は宅地分譲となっています。その概要は分譲区画2つが661.14平米と通路その他134.86平米が計画されています。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東と南は宅地、西は里道、北は田になっています。関係機関との協議されており、条件はなしとなっています。また、公共下水道区域となっています。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の現地調査報告をお願いいたします。</p>

8番委員	場所は元の〇〇〇〇の裏になります。〇〇〇〇〇〇から約30メートル先に行って左側に入ったところです。ここは遊休農地になっていました。昨年までは水稲を作られていましたが、今年は作られませんでした。このままでは周囲に迷惑をかけてしまいますので、不動産屋に依頼して処分されるということです。ご審議をよろしくお願いします。
議長	今までの説明で質問・意見はありませんか。5番委員どうぞ。
5番委員	先日の総会前の現地調査に行きました。そのときに西の用水路から申請地に水が入っていましたが、どのように処理されるのでしょうか。また、申請地に降った雨水は何処に流されるのか教えてください。
事務局	用水路は申請地の手前の柵で東と北に分水していましたので、東に流れる方を塞いで、北へ流されます。申請地に降った雨水の処理については進入路になる〇〇番地〇から〇番地〇にU字溝を新設されますので、こちらに流されます。このU字溝は既設のU字溝に繋がっています。
議長	その既設のU字溝は立派な物ですが、その先は壊れかけた蓋が無い溝が南北にありました。この先は何処に流れるのでしょうか。
8番委員 (担当委員)	東へ曲がって〇〇さんと〇〇屋の間に水路がありますので、こちらに流れることとなります。
議長	壊れかけた溝では大雨時に溢れることが懸念されますが、そこまでは我々が感知することでは無いので、これ以上の話は止めます。 他に質問はありませんか。5番委員。
5番委員	申請人の方は宅建業者ですが、個人の名前で申請されているのですか。会社名で申請されていないのは何故ですか。
事務局	〇〇不動産という屋号がありますが、法人化されていませんので、個人名で申請されています。
議長	よろしいでしょうか。 (はいと言う声あり。) それでは、1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、1番は許可相当として県へ送付することといたします。  それでは2番について説明をお願いいたします。
事務局	総会議案・説明資料は10頁をお開きください。番号2について説明いたします。この案件は5条申請ですが、親子間の使用貸借権の設定です。これも知事処分の案件となります。位置図は3頁も併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目、現況地目共に畑になっています。登記面積は566平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん45歳、自営業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん68歳、無職の方です。転用の目的は太陽光発電装置となっています。その概要は太陽光発電パネル224枚で、367平米と通路その他が199平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は市道と畑、西と北は市道、南は里道になっています。関係機関との協議がされており、条件が付けられています。その条件は雨水排水のための側溝布設となっています。説明は以上です。
議長	それでは、ここで担当委員の現地報告調査をいたします。場所は〇〇公園の〇〇〇〇駐車場横に市道が通っています。その市道沿いに〇〇〇〇がありますが、その横になります。現地は里道と鋭角な三差路になっているために、細長い畑ですが、遊休農地となっていました。ここは何とか出来ないものかと思っていましたが、丁度良く太陽光発電装置の申出があり、良かったと思っています。宅地には無理かなと思っていました。自分で太陽光発電をされるとのことですので、良かったと思っています。質問・ご意見がございましたら

	<p>ら、お伺いいたします。  質問・意見はございませんか。  無かったら、採決したいと思います。2番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>賛成全員により、2番は許可相当として、県へ送付することといたします。</p> <p>次に3番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3について説明いたします。総会議案・説明資料は10頁です。位置図の4頁を併せてご覧ください。この案件も5条申請ですが、親子間の使用貸借権の設定です。これも知事処分の案件となります。土地の所在地は〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は田ですが、現況地目は集団地区となっています。登記面積は352平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん48歳、自営業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん82歳、無職の方です。転用の目的は一般住宅となっています。その概要は居宅104.75平米、通路その他247.25平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は田と宅地、西は宅地、南は田宅地、北は水路となっています。関係部署との協議はされており、条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。説明は以上です。</p>
議長	それでは、担当農業委員の現地調査報告をお願いいたします。
7番委員	<p>現地は田となっていますが、数年前から高められていまして、庭のような状態になっていました。そこに〇〇〇〇さんの息子さんが家を建てられるとのことでした。倉庫も既に建っています。始末書が出されていますように、早くに造成されていますが、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	東は田となっていますが、位置図でいうとどっちになりますか。
7番委員	位置図では右になります。田となっていますが、荒廃して高められていました。
議長	いつでも宅地に転用が出来るような状態でしたね。他に質問はありませんか。8番委員どうぞ。
8番委員	現況地目が集団地区となっていますが、集団地区についての説明をお願いします。村落地区とはどう違うのでしょうか。
事務局	<p>税務課に問い合わせましたところ、現在は集団地区という表現はしていないということでした。村落地区という表現はしていますということです。どちらにしても、農地が宅地・雑種地のように農地の形態をなしていないときに課税上用いられている表現のようです。</p>
議長	他にありませんか。何か事務局からありますか。
事務局	<p>遅くなりましたが、始末書をいただいていますので読み上げます。「鹿島市〇〇字〇〇〇〇番地〇の農地転用許可申請の手続きを行います。平成14年6月頃から現在まで漁業用の倉庫として利用して参りました。今回息子の家を建てるに当り、取り壊すようにいたしますが、今後このようなことの無いよう農地法等の内容を十分理解し、努力して参りたいと存じますので、寛大な処置とご指導をいただきますようよろしくお願いいたします。」と譲渡人の〇〇〇〇さんからいただいています。以上です。</p>
5番委員	質問していいのでしょうか。息子さんの職業は何をされていますか。
議長	海苔養殖をされているようです。
5番委員	総会前の現地調査で倉庫を見ましたが、海苔とは思いませんでしたが。
議長	<p>海苔の漁業期以外は、魚等も獲って、捌いているのだと思いました。</p> <p>7番委員どうぞ。</p>
7番委員	今回の申請地は鍵型をしています。倉庫は鍵型から外れた所に建っていました。倉庫が建っている部分は申請から外れているのですか。
事務局	倉庫が建っている部分は分筆されて、その部分は農地として残ります。始末書にありますように、倉庫は取り壊すとのことでした。

議長	この際、分筆せずに宅地として利用してもらう方が良かったように思います。ただ、高めてありますので、農地の形状変更届をしてもらうように、事務局は指導してください。
事務局	分かりました。
議長	他にありませんか。 質問も無いようですので、採決したいと思います。3番について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員により、3番は許可相当として、県へ送付することといたします。  次に議案第153号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第153号の1番について説明いたします。これは追認の案件で知事処分の案件です。総会議案・説明資料は11頁、位置図は5頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、同じく〇〇番地〇、同じく〇〇番地〇の3筆でございます。登記地目は3筆共に畑ですが、現況地目は純山林となっています。登記面積はそれぞれ2,904平米、1,398平米、408平米になっています。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん66歳、自営業の方です。転用目的は植林となっています。ヒノキが既に200本植えられています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と北は保安林、西は保安林と山林、南は畑となっています。関係部署との協議はされていまして、条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。番号1の説明は以上です。
議長	では、ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
3番委員	場所は〇〇からトンネルを抜けて、〇〇橋から正面を見上げた所になります。市道〇〇・〇〇線を上っていきますと2つ目のヘアピンのカーブの道下が申請地です。申請地は既に植林されていますが、申請人の父親がミカン畑として購入されたのですが、購入して直ぐ植林されたそうです。それから20年くらい経っているとのことでした。事務局の説明の中で南は畑とありましたが、そこも山と化していました。
議長	はい。ありがとうございました。私も確認に行きましたが、南の畑は何処にあるのかと思いました。雑木林となっていました。 質問はありませんか。事務局どうぞ。
事務局	始末書をいただいていますので、読み上げます。「この度下記の土地につきましては農地法等の手続きを理解していなかったため、平成10年2月から現在まで山林として利用して参りました。今後このようなことの無いよう、農地法等の内容を十分理解し、努力して参りたいと存じますので、寛大な処置とご指導をいただきますようよろしくお願い申し上げます。」と申請人の方からいただいています。以上です。
議長	他に無いでしょうか。無かったら、採決します。1番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、1番は許可相当として、県へ送付することといたします。  2番について、説明をお願いします。
事務局	2番について説明いたします。これも追認の案件で知事処分の案件です。総会議案・説明資料は同じく11頁、位置図は6頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑ですが、現況地目は純山林となっています。登記面積は16,178平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん81歳、無職の方です。転用目的は植林となっています。スギとヒノキが既に200本植えられています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と南と北は道路、西は市

	道になっています。関係部署との協議はされていまして、条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。番号2の説明は以上です。
議長	始末書の読み上げをお願いします。
事務局	始末書を読み上げます。「この度下記の土地につきましては農地法等の手続きを理解していなかったため、平成10年1月から現在まで山林として利用して参りました。このようなことの無いよう、農地法等の内容を十分理解し、努力して参りたいと存じますので、寛大な処置とご指導をいただきますようお願いいたします。」と申請人の方からいただいています。以上です。
議長	ここはびっくりするくらい綺麗に手入れされていました。下には雑草も生えていませんでした。それでは担当委員の現地調査報告をお願いします。
2番委員	場所は〇〇から〇〇に通っている路線バスも通る市道沿いになります。〇〇ため池から500～600メートル先です。先程、会長からもありましたが、山林として綺麗に管理されています。ご審議、よろしく願いいたします。
議長	質問は無いでしょうか。6番委員。
6番委員	面積16,178平方メートルに対して、スギ・ヒノキが200本では少ないように思いますが。
事務局	すみません。1,200本植えられています。内訳はスギが600本とヒノキ600本です。
2番委員 (担当委員)	元々ここはミカン畑でした。引越して、山から下られましたので、そのときに植林されたものと思います。申請人の方はここ以外にも農地を持っておられるはずで、そこも植林したいという意向を持っておられると思います。
事務局	はい。そのように伺っています。ただ、その農地は中山間地直接払の対象農地となっていましたので、その期限が終えてからと考えられているようです。
議長	他に質問はありませんか。 質問が無いようですので、採決します。2番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、2番は許可相当として、県へ送付することといたします。  次に農地法第154号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	総会議案・説明資料の12頁をご覧ください。議案第154号について説明いたします。位置図は7頁も併せてご覧ください。番号1でございます。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目、現況地目共に田となっています。登記面積は809平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん80歳、農業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん51歳、無職の方です。譲受・譲渡理由は相手方の要望と労力不足となっています。なお、農地法第3条の現地確認調書につきましては、池田農業委員と中西農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところがございます。番号1の説明は以上です。
議長	只今の説明に対し、質問・意見はありませんか。 質問も無いようですので、採決します。1番について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、1番は許可・承認することといたします。 それでは次は説明資料が4番となっています。4番を先に審議します。2番と3番は関連していますので、この後に纏めて審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4について説明いたします。総会議案説明資料は同じく12頁を。位置図は8頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目、現況地目共に畑となっています。登記面積は1,267平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん43歳、農業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん82歳、無職の方です。譲受・譲渡理由は経営規模の拡大と小作地の売買となっています。なお、

	農地法第3条の現地確認調書につきましては、佐藤農業委員と増田農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があっっています。番号4の説明は以上です
議長	只今の説明に対し、質問・意見はありませんか。7番委員どうぞ。
7番委員	地目は畑となっていますが、果樹園ですか。
6番委員 (担当委員)	牛の放牧地になっていました。譲受人は牛を飼っておられないので、目的は何ですかと尋ねたところ、牛の放牧と言われましたので、新たに始められるのかと思いました。それ以上の質問は出来ませんでした。
事務局	市からの委託で、3年前から牛の周年放牧の試験を〇〇大学と連携してされています。牛は今回大学から〇〇区に贈与することになっているようです。〇〇区はこれからも続けていかれるようですので、譲渡人は〇〇区の方ですから〇〇区の譲受人が購入されたようです。〇〇区で任意の〇〇〇〇会という団体を立ち上げられています。
7番委員	周囲は電気牧柵が張られているのですか。
議長	張られていました。
7番委員	譲渡理由は小作地の売買となっていますが。
事務局	3年前から利用権の設定をされていたので、今回その所有権の移転をされるということになります。
議長	他に質問はありませんか。無かったら、採決します。4番について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございます。賛成全員により、4番は承認することにいたします。 次に2番、3番を審議いたします。説明をお願いいたします。
事務局	続きまして番号2と3について説明いたします。総会議案説明資料は13頁と14頁をご覧ください。位置図につきましては添付しておりません。ご了承ください。この案件は農業者年金受給のために、経営移譲を行うものになります。2番は〇〇〇〇さんが65歳になられますので、息子さんの〇〇さんに経営移譲されます。3番は〇〇〇〇さんが、息子さんの〇〇さんにこれまで経営移譲されて来ましたが、〇〇さんも今回経営移譲されることから、孫の〇〇さんへの経営移譲でございます。なお、この件の農地法第3条の現地確認調書につきましては、池田農業委員と中西農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があっるところでございます。番号2と3の説明は以上です。
議長	質問はありませんか。 〇〇さんは農業者年金には入られていますか。
事務局	入っておられます。
議長	農業者年金の経営移譲に関することですので、質問も無いようです。それでは採決します。2番、3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございます。賛成全員により、2番と3番は承認することといたします。 次に議案第155号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は15頁から16頁をご覧ください。議案第155号について一括して説明いたします。これについては総会議案・説明資料の24頁と25頁にも記載していますが、農地中間管理機構との貸借となる物件です。 整理番号1については、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地



	<p>の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇で地目は田です。面積は3,552平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>続いて整理番号2、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田で面積は2,763平米となっています。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>整理番号3、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は田です。面積は3,500平米です。農地の所有者は同じく〇〇区の〇〇〇〇さんです。</p> <p>整理番号4、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は1,930平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇さんからの申出になっています。</p> <p>整理番号5、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は田です。面積は1,147平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇さんからの申出になっています。</p> <p>整理番号6、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地2です。地目は田です。面積は200平米です。農地の所有者は同じく〇〇区の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇さんからの申出になっています。</p> <p>整理番号7、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地と〇〇〇〇番地です。地目は共に田です。面積は2,767平米と1,184平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇さんからの申出になっています。</p> <p>整理番号8、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は3,701平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。</p> <p>整理番号9、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は682平米です。農地の所有者は〇〇市〇〇の〇〇〇〇さんです。</p> <p>整理番号10、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地と同じく字〇〇〇〇番地です。地目は共に田です。面積は2,640平米と4,711平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。</p> <p>これら10件全てが設定する権利は賃貸借権の設定です。契約期間は5年が5件、5年10ヶ月が2件、15年間が3件となっています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>只今の説明について質問・意見はありませんか。</p> <p>質問も無いようですので、一括して採決したいと思います。議案第155号について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>はい。賛成全員により、議案第155号は決定することといたします。</p> <p>次に議案第156号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。この案件につきましても一括して審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第156号についてを農地中間管理機構との貸借を含めた分までについて説明いたします。総会議案・説明資料は17頁から25頁までとなります。この案件につきましては1議案の43件でありまして、利用権設定されているのが32件で、そのうち更新が10件で、新規が22件です。あつせんが1件、農地中間管理機構との貸借が10件となっています。利用権を設定されている32件のうち、使用貸借権が11件で賃貸借権が21件です。賃貸借権設定の21件のうち、現金扱</p>

	<p>いが12件で、物納扱いが9件です。契約期間については、30年が1件で、農業者年金の経営移譲によるものです。10年が17件、5年が12件、4年が1件、3年が1件となっています。ほかにあっせんが1件、農地中間管理機構との貸借が10件となっています。</p> <p>使用貸借権が設定されている案件について少し説明いたします。1番と25番は補助金を利用して、耕作放棄地を再生されます。4番、26番、27番、29番、31番は〇〇〇〇さんが使用貸借で借りられていたミカン畑を息子の〇〇さんが引き継がれます。年金関係での経営移譲されるためです。13番は圃場整備がされていない田んぼで、不整形なためです。17番は条件が悪く、大豆を作付けされるためです。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。只今の説明に対して、質問・意見はありませんか。</p> <p>質問も無いようですので、一括して採決したいと思います。議案第156号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>はい。賛成全員により、議案第156号は決定することといたします。</p> <p>次に報告第85号「農地等形状変更届出について」を議題といたします。1番について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料は26頁をお開きください。位置図は9頁を併せてご覧ください。報告第85号について、番号1について説明いたします。土地の所在地は〇〇字〇〇〇〇番地〇、同じく〇〇番地、同じく〇〇番地、同じく〇〇番地の4筆でございます。地目は4筆共に田で、面積はそれぞれ184平米、203平米、754平米、456平米の合計1,597平米になります。届出人は〇〇区の〇〇〇〇さんです。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、以前から水田としては利用できなかったために、畑として利用してきた。現状に合わせるため、畑に転換するとのことでありました。周囲の状況は①の筆が東と北は水路、西と南は畑となっています。②の筆が東と南は道路、西は水路、北は田となっています。③の筆が東は宅地、西と南は水路、北は雑種地となっています。④の筆は東と南は道路、西は水路、北は田と畑となっています。申請地は農振農用地であります。地元との協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。</p>
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
2番委員	<p>申請地は〇〇〇〇の周辺になります。①～④の4筆全て田となっていますが、現状は畑として利用されています。③は数年前までは田として利用されていましたが、畑にされました。畑で収穫した野菜を直売所に出されています。申請人の方は〇〇に〇〇があられるので、田にしていると水役等の役目も回ってくるため、今回の形状変更の申請となっています。この辺の事情を察していただきまして、ご協議をお願いします。</p>
議長	質問はありませんか。7番委員どうぞ。
7番委員	もう他には田は持っておられないのですね。
2番委員 (担当委員)	今持っておられる田はこれだけです。
議長	他に質問はありませんか。それでは質問も無いようですので、採決したいと思います。報告第85号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	<p>はい。ありがとうございました。賛成全員により、報告第85号は承認することといたします。</p> <p>以上をもちまして、本日提案された議題審議を終わります。</p>
	(午後2時55分終了)

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

平成30年12月 3日

鹿島市農業委員会

会 長

Ⓔ

5番委員

Ⓔ

6番委員

Ⓔ

事務局長

Ⓔ